

売払い物件のご案内

1 入札物件

物件番号	所在地	地目	地積	予定価格
1	伊予郡松前町大字筒井字池分 539番5、539番18	宅地	145.05 m ²	金9,920,000円
2	伊予郡松前町大字筒井字池分 539番9、539番22	宅地	156.19 m ²	金8,650,000円
3	伊予郡松前町大字浜字東恵美 洲322番1、323番2	宅地	194.89 m ²	金8,184,000円
4	伊予郡松前町大字北川原字原 端1332番1	宅地	177.09 m ²	金4,631,000円

※ 予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効

2 都市計画上の制限等

物件1 第一種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）

物件2 第一種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）

物件3 商業地域（建ぺい率：80%、容積率：400%）

物件4 市街化調整区域（建ぺい率：70%、容積率：200%）

3 現地説明

現地説明会は行いませんので、事前に物件を確認のうえ入札してください。

4 入札参加申込

入札に参加を希望される方は、あらかじめ入札参加申込に必要な書類を持参又は郵送により提出（必須）してください。

(1) 提出期限 令和2年1月31日(金)午後5時15分（郵送の場合は令和2年1月31日(金)必着）

(2) 提出場所 〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町 総務部 財政課入札財産係（本庁舎3階）

(3) 入札参加申込みに必要な書類

① 「入札参加申込書」

② 「誓約書」

③ 市町村税の滞納がないことを証する書類

松前町税等の「完納証明書」

松前町において納税義務がない場合は、「税情報開示同意書」を提出いただきます。

④ 「住民票」（法人の場合は現在事項全部証明書及び役員等一覧表）

⑤ 「身分証明書」（本籍地の市区町村役場で発行・法人の場合は不要）

⑥ 「印鑑証明書」

※ 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の書類が必要です。

※ ③、④、⑤及び⑥の書類については、申請日より3ヶ月以内に発行されたもの

5 入札日時、場所

- (1) 日時 物件1 令和2年2月20日(木) 午前9時(受付は午前8時50分開始)
物件2 令和2年2月20日(木) 午前9時30分(受付は午前9時20分開始)
物件3 令和2年2月20日(木) 午前10時(受付は午前9時50分開始)
物件4 令和2年2月20日(木) 午前10時30分(受付は10時20分開始)
- (2) 場所 伊予郡松前町大字筒井631番地 松前町役場 4階 402会議室

6 入札日の持参品

- (1) 本人が入札に参加する場合
 - ① 「入札参加承認書」(申請書を審査後、入札参加者として認められた者に交付します。この承認書は入札時に必要となりますので、令和2年2月13日(木)までに承認書が届かない場合は問合せ先へ確認してください。)
 - ② 「入札保証金の領収書」(町長の発する入札保証金納付書に、予定する入札保証金(入札金額の100分の5以上)の金額を記入し、松前町の指定金融機関等へ入札前までに現金で納付し、その領収書(原本)を必ず持参してください。納付書は入札参加者として認められた者に交付します。)
 - ③ 「印鑑」(印鑑登録されているものに限る)
 - ④ 「筆記用具」(黒又は青のボールペン又は万年筆)
 - ⑤ 「入札保証金還付請求書及び口座振替依頼書兼債権(務)者登録(変更)票」(入札参加者として認められた者に交付します。)
- (2) 代理人が入札に参加する場合
 - ① 「入札参加承認書」(本人が入札に参加する場合と同じ)
 - ② 「入札保証金の領収書」(本人が入札に参加する場合と同じ)
 - ③ 「代理人の誓約書」(本人の誓約書は、入札参加申込み時に提出してください。)
 - ④ 「委任状」(委任者は、入札参加申込書に使用した実印で押捺してください。)
 - ⑤ 「代理人の印鑑」(委任状に押捺した印鑑)
 - ⑥ 「筆記用具」(黒又は青のボールペン又は万年筆)
 - ⑦ 「入札保証金還付請求書及び口座振替依頼書兼債権(務)者登録(変更)票」
- (3) 入札書は、入札当日に会場で配付します。

7 その他

公告(令和元年12月23日付け)の内容を確認してください。

8 落札後の予定

売買契約締結 令和2年3月9日(予定)
契約締結までに契約保証金(契約金額の10%以上)を納入してください。
ただし、契約締結と同時に売買代金を一括納付する場合は、契約保証金

は免除とします。

契約保証金の一部に入札保証金を充当することも可能です。

売買代金の残額の納入期日 令和2年3月31日（予定）

売買代金完納後、同時に現状有姿で引渡します。

所有権の移転

売買代金が完納され次第、登記手続きは町が行いますが、登録免許税等の諸費用は買主の負担となります。

9 問合せ先

松前町総務部財政課入札財産係 電話 089 (985) 4157 (直通)